



平成 30 年 3 月 19 日

各 位

本社所在地 東京都渋谷区代々木 3-25-3
会社名 **レカム株式会社**
代表者名 代表取締役社長 伊藤 秀博
(コード番号: 3323 東証 JASDAQ S)
問合せ先 取締役執行役員 CFO
兼経営管理本部長
砥 綿 正 博
(TEL: 03-4405-4566)
(URL: <http://www.recomm.co.jp>)

第三者割当により発行される新株式及び行使価額（上方）修正条項付き
第 18 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 19 日開催の取締役会において、当社の成長戦略である既存事業の拡大と環境関連分野を含む成長分野へ進出し、事業規模拡大並びに収益基盤の構築を図るための事業資金の調達及び M&A 等の資金の調達を行うために、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）、第 18 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株式>

(1) 払込期日	平成 30 年 4 月 4 日
(2) 発行新株式数	1,731,000 株
(3) 発行価額	289 円
(4) 調達資金の額	500,259,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき 144.5 円
(6) 資本組入額の総額	250,129,500 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によりマコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。

(8) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
---------	-------------------------------------

<本新株予約権>

(1) 割当日	平成 30 年 4 月 4 日
(2) 発行新株予約権数	90,000 個
(3) 発行価額	総額 17,730,000 円 (新株予約権 1 個につき 197 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	9,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 資金調達額	2,618,730,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額： 17,730,000 円 新株予約権行使による調達額： 2,601,000,000 円
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条件	1 株当たり 289 円 行使価額は、行使価額の修正を決議する取締役会決議日の直前の取引日を末日とする 5 連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が常にその時点で設定されている行使価額 (当初行使価額、又は新たに修正を決議する取締役会決議以前に既に行使価額を修正していた場合は、直前の修正後行使価額を意味します。以下同じ。) を上回った場合、当社は、直前にその時点で設定されている行使価額を上回ることを条件として、上方修正することができる。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てます。
(8) 新株予約権の行使期間	平成 30 年 4 月 4 日から平成 32 年 4 月 3 日までとする。
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループ (当社および当社の関連会社) は、中小企業のお客様に対して、情報通信機器の販売、設置工事、保守、インターネットサービスの販売を行う情報通信事業、LED 照明やエアコン、電力の取次ぎ等を行う環境関連事業、BPO (ビジネス・プロセス・アウトソーシング：自社の業務プロセスの一部を外部の専門企業に委託する) 事業、海外で LED 照明やエアコン、情報通信機器を販売する海外法人事業を展開しております。また、これら事業を通じて、企業理念である「最適な情報通信システムの構築」「最大限の経費削減のお手伝い」「迅速かつ安心して頂ける保守サービスの提供」を行い、お客様企業のオフィスインフラの「ワンストップサービスカンパニー」を目指して取り組んでおります。

情報通信事業におきましては、顧客基盤の拡大と商品ラインナップの拡充、ストック商材の獲得により、お客様企業にワンストップサービスの提供を一層推進し、エリア的には西日本地域を強化していくことを計画しております。環境関連事業におきましては、平成 30 年 1 月にレカム IE パートナー株式会社を子会社化し、LED 照明や業務用エアコンの販売網を獲得いたしました。レカム IE パートナー株式会社とレカムエナジーパートナー株式会社は取り扱う商材が類似しており、両社を合併することにより、直営、卸売りのチャンネルで LED 照明、業務用エアコン、電力の取次ぎ商材の販売シナジーの最大化が図れることから、両社の合併を視野に入れております。BPO 事業におきましては、新規顧客の開拓や既存顧客からの追加売上への獲得に取り組み、売上規模の拡大に注力しております。海外法人事業におきましては、中国（大連、上海、広州）、ベトナム、ミャンマー、マレーシアに拠点を有しておりますが、早期に 10 カ国での事業展開を実現し、海外事業の事業基盤を構築するとともに、LED 照明、業務用エアコンに次ぐ新たな商材を開発し、当社グループにおいて最も成長性の高い事業部門としていく計画であります。

これらを実現していくために、これまでも平成 27 年 7 月に株式会社コスモ情報機器、平成 30 年 1 月にレカム IE パートナー株式会社の株式取得、平成 27 年 5 月にヴィーナステックジャパン株式会社、平成 28 年 5 月にレカムエナジーパートナー株式会社を合併にて会社設立、平成 29 年 7 月にベトナムレカム、平成 29 年 12 月にレカムビジネスソリューションズマレーシアを設立するなど、M&A、合併会社、新会社の設立を実施してまいりました。そして、これら新たにグループ入りした企業や設立した新会社により各事業の業績を大きく牽引してまいりました。

この度、本日開催の取締役会により株式会社 R・S の株式を取得することを決議いたしましたが、今後も積極的に M&A を実施するための取り組みを行い、海外拠点や海外事業拡大のための投資につきましても一層強化していく方針であり、今回の資金調達が必要であると考えております。

なお、株式会社 R・S の株式取得についての詳細は、本日付けの適時開示「株式会社 R・S 株式取得に関する基本合意契約締結のお知らせ」にて開示しております。

（2）資金調達の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、新株式とともに、本新株予約権を割当て、本新株予約権に係る払込み及び割当先による本新株予約権の行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

（3）本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の最大交付株式数の限定

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 100 個と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 9,000,000 株です。このため、将来の株価動向によって行使価額が修正された場合であっても、当初の見込みを超える希薄化が生じる恐れはありません。

② 当社による本新株予約権における取得条項による取得及び消却

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合等には、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降、30 取引日前までに通知をしたうえで、いつでも

残存する本新株予約権を取得条項に基づき取得することにより、希薄化の規模を抑制することが可能となっております。但し、当社取締役会が本新株予約権の取得を決議した場合であっても、取得日の前日までは割当予定先は本新株予約権を行使することができます。なお、取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

③ 株価低迷時に資金調達額が当初予定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額を下回って推移する場合、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があります。

④ 買取請求により資金調達が当初予定額を大きく下回る可能性

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの買取契約には、本新株予約権に関して（i）いずれかの取引日において、取引所における本株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成30年3月16日の取引所における本株式の普通取引の終値の50%（144.50円）（但し、本新株予約権発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合、（ii）いずれかの20連続取引日間の本株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年3月19日（なお、同日は含まない。）に先立つ20連続取引日間の本株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、本新株予約権発行要項第6項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）の50%（2,692,586株）を下回った場合、（iii）割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は（iv）東京証券取引所における本株式の取引が5取引日以上にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後新株予約権を行使できる期間中はいつでも（株式購入保証期間中であるか否かを問わない。）、その選択により、発行会社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して30取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、行使期間の満了日）において、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。また、本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1カ月前の時点で割当予定先が未行使の新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があります。

⑤ 株式購入保証期間

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間の買取契約において、本新株予約権の行使期間中において、当社は下記のとおり株式購入保証期間を設定することができる旨が定められる予定です。割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、当社がこの株式購入保証期間を指定した日の翌適格取引日から起算して 20 適格取引日の間に、10 億円を提供するため新株予約権をその裁量で行使することを保証します。当初の株式購入保証期間が終了した場合、当社は、さらに株式購入保証期間を設定することができます。ある取引日が「適格取引日」に該当するためには、当該取引日において、以下の全ての条件を充足する必要があります。

- 当該取引日の当社の株価がその時点で設定されている行使価額を 10% 上回っていること
- 当該取引日の取引時間中の当社株価が直前取引日の終値から 10% 以上下落していないこと
- 株式購入保証期間中の割当先の行使が制限超過行使に該当せず、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条第 1 項本文所定の制限に抵触しないこと
- 当該取引日の当社株式の取引所における普通取引の売買代金が 3 億円を上回っていること

⑥ 行使価額の上方修正

当社は本新株予約権を行使できる期間中いつでも、行使価額を修正する取締役会決議日の直前 5 連続取引日の当社株式の終値が常にその時点で設定されている行使価額を上回った場合、当社はその時点で設定されている行使価額を上回る金額に行使価額を修正することができます。行使価額を修正した場合でも、当社は何度でも行使価額の上方修正ができるものとします。行使価額の修正を決議した場合、直ちにその旨を新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）の 20 取引日目以降、行使価額はその時点で設定されている行使価額を上回ることを条件として、以下①乃至③の金額のうち、もっとも低い金額の 95% に相当する金額の 1 円未満を切り下げた金額に修正できます。但し、この金額が、本項通知日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90% に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）（以下「下限市場価格」という。）を下回る場合、行使価額は下限市場価格とします。

- ① 修正を決議した取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
- ② 修正を決議した取締役会決議日（同日を含まない。）に先立つ 5 連続取引日間のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の 1 円未満を切り下げた金額
- ③ 修正を決議した取締役会決議日（同日を含まない。）に先立つ 20 連続取引日間のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の 1 円未満を切り下げた金額

この仕組みにより、上記①乃至③の金額のうち、もっとも低い金額の 95% 相当額が、直前でその時点で設定されている行使価額を上回っていることを条件として、行使価額が上方に修正されることとなるため、行使期間を通じて、行使価額が直前の行使価額を下回って下方に修正さ

れることはありません。

3. 本新株式及び本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達方法を選択するにあたり、当社は既存株主の利益に十分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。その結果、以下に記載した本新株式及び本新株予約権の特徴を踏まえ、その発行を決議いたしました。

① 本新株式を選択した理由

本日開催の取締役会により株式会社 R・S および株式会社 G・S コミュニケーションズの株式を取得することを決議いたしました。株式譲渡対価の支払期日が平成 30 年 4 月 4 日であることから、調達が確実な方法として本新株式の発行を選択いたしました。

② 本新株予約権を選択した理由

(i) 約 2 年間にわたり発生する資金調達ニーズへ柔軟に対応できる設計となっていること

今般の資金調達における調達資金の拠出時期は、下記「4. 調達資金の額、使途及び支払予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約 2 年間にわたります。本新株予約権の権利行使期間も 2 年としており、また、発行後の当社資金調達ニーズのタイミング等を考慮し、株式購入保証期間の発動や当社による本新株予約権における取得条項等により、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計となっております。

(ii) 過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権は、潜在株式数が 9,000,000 株と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。

(iii) 株価への影響の軽減が可能なこと

行使価額は 289 円となっており、修正条項も行使価額の上方修正条項のみが付されているため、行使価額がその時点で設定されている行使価額を下回ることなく、株価水準や株式発行による需給悪化懸念を配慮した設計となっております。

(iv) 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合や当社の判断により、残存する本新株予約権の一部または全部をいつでも取得でき、資本政策の柔軟性が確保できます。

4. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	3,118,989,000 円
発行諸費用の概算額	21,200,000 円
差引手取概算額	3,097,789,000 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額 (500,259,000 円) 及び本新株予約権の払込金額の総額 (17,730,000 円) に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額

- (2,601,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用1,200,000円、株式事務手数料・変更登記費用等17,000,000円、弁護士費用等3,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期

① 本新株式の発行により調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
M&A資金	500	平成30年4月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

M&A資金につきましては、本日の取締役会において株式会社R・Sおよび株式会社G・Sコミュニケーションズ株式を取得することを決議しており、同社株式取得関連資金560百万円の一部に充当する予定です。

② 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
1. 株式会社R・S運転資金	150	平成30年6月
2. 当社が出資する合弁会社株式の追加取得資金	150	平成30年9月～平成31年3月
3. 環境関連事業に係る事業取得資金	800	平成30年9月～平成31年3月
4. M&A資金	700	平成30年6月～平成31年3月
5. 海外拠点開設資金及び事業拡大等に伴う運転資金	797	平成30年6月～平成32年3月
合計	2,597	

(注) 1. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には、銀行預金にて安定的に資金管理を行います。

2. 本新株予約権の行使による調達額(2,597百万円)につきまして、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、手元資金の充当によって事業計画を遂行するか、その他の資金調達により充当、もしくは1～5に充当する予定金額を減額する予定であります。

3. 上記具体的な用途につき優先順位はございません。支出時期の早いものより充当する予定で

あります。

4. 株式会社R・S運転資金につきましては、同社株式を取得することにより同社の運転資金上必要な金融機関からの借入金について、返済資金の貸し付け、もしくは代位弁済する資金、その他の運転資金に充当する予定であります。
5. 当社が出資する合弁会社株式の追加取得資金につきましては、平成30年4月以降、当社の合弁会社への持分比率を引き上げるよう交渉を開始し、平成31年3月末を目途として3分の2程度まで引き上げるために追加取得することを検討、推進してまいります。
6. 環境関連事業に関する事業取得資金につきましては、事業拡大のためのアライアンスや仕入コストを低減するための商流変更等を交渉することを計画しており、その実現に係る資金に充当する予定であります。
7. M&A資金につきましては、情報通信事業の同業他社のM&Aや、BPO事業の顧客を有する同業他社のM&A（売上高500百万円～1,000百万円規模）に活用する予定であります。M&Aにつきましては、現在、候補先と交渉を行っているものもあり、今後も積極的に候補先を探してまいりますので、進展がありましたら適切に開示いたします。
8. 海外拠点開設資金及び事業開設資金につきましては、ASEAN地域におけるLED照明、業務用エアコンに次ぐ商材開発とその事業資金、及び新たな進出国の市場調査、拠点開設資金に充てる予定であります。具体的な進出国および展開する事業については現在未定ですが、確定しましたら適切に開示いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込条件及び発行条件が合理的と判断した根拠

① 本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成30年3月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である289円としました。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買取契約証書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を独立した第三者評価機関である株式会社スチュワート・マクラレン（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区東麻布1-15-6）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切

に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（発行決議日の前営業日の終値 289 円）、ボラティリティ（97.98%）、配当利回り（0.52%）、無リスク利率（-0.14%）、行使期間（2 年）、発行会社の行動（基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 200%を超えた場合、2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき当初払込発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる）と仮定しております。その場合、割当先は、残存する本新株予約権の全部又は一部を行使するものとします。）及び、割当先の行動（当社普通株式の普通取引の価格が権利行使価格を上回っている場合、随時権利行使を行うものとし、期中に取得した株式の売却に当たっては 1 日当たり売却可能な株式数の目安を、直近 2 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高の 10%とする）に関して一定の前提を置いて評価を実施しております。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられるブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、払込金額は算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は、第三者算定機関の設定が妥当であること、当社と独立した第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について、実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法においても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。また、この度割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されておりますので、特に有利な価額には該当せず、適正な価格であると判断いたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の発行株式数 1,731,000 株（議決権数 17,310 個）、本新株予約権の行使による株式数 9,000,000 株（議決権数 90,000 個）を合わせた株式総数 10,731,000 株（議決権数 107,310 個）は、平成 29 年 12 月 18 日現在における当社発行済株式数 60,116,900 株に対する割合が 17.85%（平成 29 年 12 月 18 日現在の議決権総個数 601,039 個に対する割合は 17.85%）であります。

また、平成 30 年 1 月 19 日に当社役員に対する割当を行った株式 1,100,000 株及び株式会社光通信へ割当てを行った発行株式数 3,000,000 株（議決権個数 30,000 個）は、平成 29 年 12 月 18 日現在の発行済株式総数 60,116,900 株に対し、6.82%（平成 29 年 12 月 18 日現在の議決権個数 601,169 個に対しては 6.82%）であり、本資金調達による希薄化の合計と合算すると希薄化の合計は 24.46%であります。当社普通株式 1 株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、当社は、本資金調達は、財務及び事業基盤の更なる強化につながることから、当社

企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合における交付株式数は最大 10,731,000 株に対し、当社株式の過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高は 8,778,567 株であり一定の流動性を有していること、且つ当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能なことから、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)		
(2) 所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia		
(3) 代表者の役職・氏名	会長 P. H. ワーン (P. H. Warne) CEO M. J. リームスト (M. J. Reemst)		
(4) 事業内容	商業銀行		
(5) 資本金	9,812百万豪ドル (842,262百万円) (平成29年3月31日現在)		
(6) 設立年月日	1983年4月26日		
(7) 発行済株式数	普通株式589,276,303株 (平成29年3月31日現在)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	13,597名 (マッコーリー・グループ) (平成29年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	個人及び法人		
(11) 主要取引銀行	—		
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B. H. Pty Ltd, 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	割当予定先は当社の普通株式を525,000株保有しております。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期

連結純資産	1,067,804百万円	1,096,238百万円	1,080,554百万円
連結総資産	15,887,715百万円	15,663,776百万円	14,373,135百万円
1株当たり連結純資産(円)	1,934.19	1,860.41	1,833.70
連結純収益	487,458百万円	486,709百万円	499,675百万円
連結営業利益	139,747百万円	149,730百万円	148,761百万円
連結当期純利益	103,015百万円	180,694百万円	105,068百万円
1株当たり連結当期純利益(円)	195.54円	316.63円	178.30円
1株当たり配当金(円)	155.75円	261.12円	173.20円

(注) 1. 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、平成27年3月期は、平成27年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=92.06円、平成28年3月期は、平成28年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=86.25円、平成29年3月期は、平成29年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=85.84円に換算して記載しております。

2. 上記割当予定先の概要は、別途時点を明記していない限り、平成30年3月19日現在の内容です。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「3. 本資金調達方法を選定した理由」に記載のとおり、株式及び新株予約権を組み合わせた資金調達方法が、事業資金の確保と既存株主利益への配慮を両立させることができると考えました。本スキームの割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドからは、株式及び新株予約権を組み合わせた事業資金投資の提案があり、株式希薄化の抑制、資金調達の柔軟性及び段階的・追加的な資金調達の実現性が高く、既存株主の利益に配慮しつつ、必要資金を調達する内容であったこと、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは新株予約権発行による資金調達について十分な実績を有していること等を踏まえ、中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを充足し得るものと判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(注) マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株式及び本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のアッセンを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株式及び本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、割当予定先は、長期間保有する意思を表明しておりません。また、当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭により確認しております。

また、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、当社取締役会の決議により本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合には、本新株予約権が東京証券取引所の定める有価証券上場規程及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に定義される「MSCB等」に該当するため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条及び同施行規則第436条第1項及至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限する旨を新株予約権総数引受契約にて定める予定です。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、予め、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権総数引受契約により合意する予定です。なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

また、当社は、割当予定先より、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先の平成29年（2017年）度のアニュアルレポート（豪州の平成13年（2001年）会社法（英語：Corporation Act 2001）に基づく資料であり、平成29年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が8,122豪百万ドル（円換算額：697,192百万円）、参照為替レート：85.84円（三菱東京UFJ銀行平成29年3月31日時点仲値））を確認しており、本株式に係る払込みに要する資金（500百万円）、及び、本新株予約権の払込みに要する資金（約17百万円）並びに本新株予約権の行使に要する資金（約2,601百万円）の財産の存在について確実なものと判断しております。

（5）割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行為規制機

構（Financial Conduct Authority）及び健全性監督機構（Prudential Regulation Authority）の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒヤリング及び APRA ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

8. 大株主及び持株比率

募集前		募集後	
伊藤 秀博	7.72%	伊藤 秀博	6.77%
株式会社光通信	5.74%	株式会社光通信	5.03%
楽天証券株式会社	2.70%	楽天証券株式会社	2.37%
蒲沢 公命	1.57%	蒲沢 公命	1.38%
日本証券金融株式会社	1.37%	日本証券金融株式会社	1.20%
亀山 与一	1.20%	亀山 与一	1.05%
有限会社ヤマザキ	1.03%	有限会社ヤマザキ	0.90%
協和青果株式会社	0.93%	協和青果株式会社	0.81%
高野 義夫	0.77%	高野 義夫	0.68%
奥西 明	0.69%	奥西 明	0.61%

- (注) 1. 割当前の持株比率は、平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載された数値を基準に作成しております。また、伊藤秀博の所有株式数は、平成 30 年 1 月 19 日に第三者割当により発行した新株式 1,000,000 株を合計した数値で記載しております。また、株式会社光通信の所有株式数は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 18 日までに新株予約権の行使により発行された株式 3,500,000 株を合計した数値を記載しております。
2. 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、本株式、本新株予約権の保有目的は純投資であり、マッコーリー・バンク・リミテッドは、取得した当社株式を売却する可能性があるとのことでした。したがって、マッコーリー・バンク・リミテッドによる当社株式の長期保有は約束されておられませんので、割当後の持ち株比率の記載はしていません。
3. 平成 30 年 3 月 19 日の発行済株式総数は 64,732,000 株、発行済株式に係る議決権の総数は 647,320 個であります。
4. 上記の割合は、小数点第 3 位を四捨五入して算出しております。

5. 株式会社光通信に対して、平成 29 年 6 月 8 日発行決議の第 15 回新株予約権 20,000 個（新株予約権の目的となる株式の数 2,000,000 株）を割当交付しており、平成 30 年 3 月 18 日現在において、5,000 個について権利行使が行われております。残り 15,000 個の新株予約権については上記第三者割当後の大株主の状況には含めておりません。

9. 今後の見通し

本株式、及び本新株予約権の発行が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。なお、当期の業績予想を修正する必要がある場合には速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権又は新株予約権がすべて権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立の第三者からの意見入手及び意思確認手続きは要しません。

11. 今後の見通し

本資金調達による今期の連結業績への影響につきましては軽微であります。来期以降の業績に与える影響は精査中ではありますが、中期経営計画の修正は予定しておりません。

12. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当は、支配株主との取引等に該当せず、希薄化率が 25%未満になることから、株式会社東京証券取引所の企業行動規範に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

13. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

	平成 27 年 9 月期	平成 28 年 9 月期	平成 29 年 9 月期
売上高	3,718,355 千円	4,421,797 千円	5,139,179 千円
営業利益	△64,221 千円	124,220 千円	292,263 千円
経常利益	△67,564 千円	97,753 千円	258,790 千円
当期純利益	28,774 千円	54,201 千円	140,361 千円
1 株当たり 当期純利益	0.57 円	0.99 円	2.40 円
1 株当たり配当金	-円	1 円	1 円
1 株当たり純資産	17.43 円	24.62 円	27.26 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	64,732,000株	100.00%
潜在株式数	10,731,000株	16.58%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
始値	97円	41円	65円
高値	104円	94円	154円
安値	41円	40円	52円
終値	42円	65円	111円

②最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始値	113円	120円	113円	183円	377円	326円
高値	124円	125円	188円	553円	384円	328円
安値	109円	108円	110円	171円	268円	271円
終値	120円	114円	179円	369円	330円	289円

3月の株価については、平成30年3月16日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成30年3月16日
始値	308円
高値	309円
安値	288円
終値	289円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 新株式

払込日	平成30年1月19日
発行価格	113円
募集時における発行済株式数	60,116,900株
当該募集による発行株式数	1,100,000株
募集後における発行株式数	61,216,900株

割当先	伊藤秀博、木下建
払込総額	124,300 千円
発行時における当初の資金使途	株式会社アイ・イーグループ・エコの株式取得費用
発行時における支出予定時期	平成 30 年 1 月
現時点における充当状況	株式会社アイ・イーグループ・エコの株式取得費用に全額充当しました。

② 第 17 回新株予約権

割当日	平成 30 年 1 月 19 日
新株予約権の総数	30,000 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
発行価格	4,680,000 円（新株予約権 1 個につき 156 円）
当該募集による潜在株式数	3,000,000 株
行使価額	113 円
割当先	株式会社光通信
行使状況	100.0%
払込総額（差引手取額）	339,000 千円（336,000 千円）
発行時における当初の資金使途	株式会社アイ・イーグループ・エコの株式取得関連費用に係る借入金の返済
発行時における支出予定時期	平成 30 年 2 月
現時点における充当状況	借入金の返済に全額充当しました。

③ 第三者割当による第 15 回新株予約権の発行

割当日	平成 29 年 6 月 26 日
発行新株予約権数	20,000 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
発行価額	20,000 円（新株予約権 1 個につき 1 円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	124,520,000 円
割当先	株式会社光通信
募集時における発行済株式数	58,448,400 株
当該募集による潜在株式数	2,000,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 500,000 株（残新株予約権数 1,500,000 株） 行使価格 64 円
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	32,000,000 円(30,000,000 円)
発行時における当初の資金使途	運転資金

現時点における充当状況	運転資金に全額充当しました。
行使の条件	<p>① 新株予約権者は、自平成 29 年 9 月期乃至平成 31 年 9 月期の各 2 事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、当社連結子会社であるレカムエナジーパートナー株式会社（以下 REP 社という。）の営業利益の額が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a) 平成 29 年 9 月期の REP 社営業利益が 30 百万円以上の場合、新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%（条件達成済み）</p> <p>(b) 平成 30 年 9 月期の REP 社営業利益が 50 百万円以上の場合、新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 25%</p> <p>(c) 平成 31 年 9 月期の REP 社営業利益が 70 百万円以上の場合、新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%</p> <p>② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>③ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>

④ 新株式

払込日	平成 28 年 2 月 29 日
発行価格	65 円
募集時における発行済株式数	50,840,500 株
当該募集による発行株式数	1,538,500 株

募集後における発行株式数	52,379,000株
割当先	O a k キャピタル株式会社
払込総額	100,002千円
発行時における当初の資金使途	M&A資金
発行時における支出予定時期	平成28年3月～平成28年5月
現時点における充当状況	別途記載

⑤ 第14回新株予約権

割当日	平成28年2月29日
新株予約権の総数	76,924個（新株予約権1個につき100株）
発行価格	5,615,452円（新株予約権1個につき73円）
当該発行による潜在株式	7,692,400株
募集時における発行済株式数	50,840,500株
当該募集による発行株式数	6,069,300株
行使価額	65円
割当先	O a k キャピタル株式会社
行使状況	100.0%
払込総額（差引手取額）	507,691千円（501,492千円）
発行時における当初の資金使途	1) M&A資金 2) 海外拠点進出のための現地調査費用、 海外拠点開設費用 3) 環境関連分野への設備投資資金 4) 人工知能を用いたOCRサービスを販売するための 資金
発行時における支出予定時期	1) 平成28年4月～平成28年9月 2) 平成28年3月～平成28年5月 平成28年10月～平成29年3月 3) 平成28年4月～平成28年12月 4) 平成28年4月～平成29年3月
現時点における充当状況	別途記載

※上記④⑤は同時にエクイティ・ファイナンスを実施しており、発行諸費用は③新株予約権の差引手取額に反映させています。

上記④⑤は同時期に実施したエクイティ・ファイナンスであり、払込総額及び調達資金の現時点における充当状況を以下の通りまとめて記載します。

払込総額	500, 121 千円（差引手取額 493, 922 千円）
現時点における充当状況	<p>①M&A のための資金 249 百万円 20 百万円を充当しており、残額を株式会社アイ・イーグループ・エコの株式取得費用に充てることにより、全額を充当しました。</p> <p>②海外予定進出のための現地調査費用、海外拠点開設資金 100 百万円 現時点までにおいて、全額を充当しました。</p> <p>③環境関連分野への設備投資資金 150 百万円 環境関連分野への設備投資資金を見込んでおりましたが、現時点までにおいて、全額を環境関連分野への設備、在庫投資に充当しました。</p> <p>④人工知能を用いたOCRサービスを販売するための資金 100 百万円 現時点までにおいて全額を充当しました。</p>

以上

本新株式の発行要項

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 1,731,000 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 289 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 500,259,000 円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 250,129,500 円
資本準備金 金 250,129,500 円 |
| 5. 申込日 | 平成 30 年 4 月 4 日 |
| 6. 払込期日 | 平成 30 年 4 月 4 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 8. 割当先及び割当株式数 | マッコーリー・バンク・リミテッド 1,731,000 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社りそな銀行 九段支店 |
| 10. その他 | ① 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
② その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

別紙 2

第 18 回新株予約権の発行要項

レカム株式会社第 18 回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

レカム株式会社第 18 回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

平成 30 年 4 月 4 日

3. 割当日

平成 30 年 4 月 4 日

4. 払込期日

平成 30 年 4 月 4 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 9,000,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

90,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 197 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 289 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

第 12 項に定める期間中いつでも、下記決議日の直前の取引日を末日とする 5 連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が常にその時点で設定されている行使価額を上回った場合、当社は、1 回又は複数回、当社取締役会の決議によりその時点で設定されている行使価額を上回る金額に行使価額を修正することができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の 20 取引日目以降、行使価額は、その時点で設定されている行使価額を上回ることを条件として、市場価格の 95% に相当する金額の 1 円未満を切り下げた金額（但し、当該市場価格が下限市場価格の場合は、下限市場価格に相当する金額と同額）に修正される。但し、第 14 項第(1)号に基づき当社が本新株予約権の全部の取得を決議した場合、既になされた本項に基づく行使価額の修正で当該取得に係る決議後に効力が発生することとなるものはその効力が発生せず、また、当該取得に係る決議以降、当社は本項に基づく行使価額の修正の決議を行うことはできない。

「市場価格」とは、①本項の取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、②本項の取締役会決議日（同日を含まない。）に先立つ 5 連続取引日間のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の 1 円未満を切り下げた金額（但し、第 11 項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。）又は③本項の取締役会決議日（同日を含まない。）に先立つ 20 連続取引日間のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の 1 円未満を切り下げた金額（但し、第 11 項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。）のうちもっとも低い金額をいう。但し、この金額が、本項の取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90% に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）（但し、第 11 項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。）（以下「下限市場価格」という。）を下回る場合は、下限市場価格を市場価格とする。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数

に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & & \text{新発行・処分} & & \text{1株当たりの} \\ & & \text{株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年4月4日から平成32年4月3日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、30 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 197 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止が決定された場合、会社法第 273 条の規定に従って 14 暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 197 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 20 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 197 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

20. 行使請求受付場所

レカム株式会社 経営管理本部

21. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 九段支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上